に関する条例

横須賀市市民部地域コミュニティ支援課地域運営協議会支援係長

(市地域運営協議会の設置及び

神奈川県横須賀市では、地域のつながりを強

支援に関する条例が制定された(条例第71

て平成25年12月17日に公布、

「地域運営協議会」が市全域で設立される

条例に基づ

26年4月1日から施行)。市は、

ことを目指す。

するとともに、市と地域運営協議会の協働 による地域自治の推進に寄与することを目的

高橋

哲也

1 横須賀市の概要

特色となっています。 まで山が迫り、 位置し、 流で、神奈川県の南東、 本市は、人口約41万人、 東西が海に面するとともに海岸沿い 坂とトンネルの多さが景観 三浦半島の中央部に 市域面積約10

現在も米軍関係施設や自衛隊関係施設が市域 所の建設に始まり、 江戸時代から国防の拠点とされ、 など、軍港都市として発展を遂げてきました。 6・4%を占めています。 また、東京湾の入口に位置することから、 横須賀鎮守府が置かれる 横須賀製鉄

2 の現状 横須賀市の地域コミュニティ

動が活発に行われています。 治会の加入率が県内自治体の中でも比較的高 地柄であったことから、 本市は、古くから近隣の結びつきが強い土 それらを中心として地域のまちづくり活 現在でも町内会・自

る多くの地域活動団体は、役員等の担い手不 強い影響を及ぼしていると言えます。 する老齢人口比率(約2%)が地域活動にも る本市の人口、 足、高齢化という深刻な問題を抱えています。 これは、平成4年をピークに減少傾向を辿 その一方で、 また、それと反比例して増加 町内会・自治会をはじめとす

> 挙げられます。 の希薄化が進んできていることも要因として 帰属意識が薄れるといった地域コミュニティ の結果、近隣との結びつきを嫌う、 加 イバシーを尊重・重視する傾向が強まり、 それ以外にも、 生活様式の多様化などから、 核家族化や共働き世帯の 個人のプラ 地域への 増

条例制定に至った背景と経緯

3

ばれて久しい昨今、 さらに自治体から地域へと進み、 す。その流れは自治体への分権に留まらず、 に地方分権の流れがあります。地方分権が叫 から自治体への権限移譲が進んできていま 本条例の制定に至った背景として、1つ目 徐々にではありますが 地域住民自

られるようになってきました。らが積極的にまちづくりに関わることが求め

の構築が必要ではないかと考えました。上で、これまでの取組を一歩進めた新たな制度上で、これまでの取組を一歩進めた新たな制度

9月に検討報告書を市長へ提出しました。
の調査研究等を中心にしながら、本市にふさの調査研究等を中心にしながら、本市にふさの調査研究等を中心にしながら、本市にふさい。
の調査研究等を中心にしながら、本市にふさい。
の調査研究等を中心にしながら、本市にふさい。
の調査研究等を中心にしながら、本市にふさい。
の調査研究等を中心にしながら、本市にふさい。
の調査研究等を中心にしながら、本市にふさい。
の調査研究等を中心にしながら、本市にふさい。
の調査研究等を対象があるに当た。

ための法的根拠としては、条例が適切であための法的根拠としては、条例が適切であいての検討委員会を立ち上げ、約1年半にらなる検討委員会を立ち上げ、約1年半に三って制度の骨子についての検討が行われ、三世の中で、「本制度を進めるに当たっては、『地の中で、「本制度を進めるに当たっては、『地の中で、「本制度を進めるに当たっては、『地の中で、「本制度を進めるに当たっては、『地域運営協議会』という新たな地域自治組織が、必要であり、全市域で協議会を設立してい、名別が適切であための法的根拠としては、条例が適切であための法的根拠としては、条例が適切であり、全地域に対しては、条例が適切であり、全地域に対しては、条例が適切であり、全地域に対しては、条例が適切であります。

る。」という見解が示されました。

入りました。う判断のもと、条例を策定するための作業にっれを受けて、市としても条例が必要とい

まず、平成24年4月に条例検討委員会を立まず、平成24年4月に条例検討委員会を立たこけ、条例の骨子案の検討を行い、その骨手続きを行い、同年12月の市議会に条例案を長上程しました。しかし、当該条例案は、別に市議会へ上程されていた自治基本条例案を根拠としていたことから、自治基本条例案を根拠としていたことから、自治基本条例案を表していたことから、自治基本条例案を表していたことから、自治基本条例案を表していたことから、自治基本条例案を表していた。

継続審査の扱いとなりました。 その後、庁内で検討を行った結果、すでに その案を根拠としない新たな条例案を、平成条例案を根拠としない新たな条例案を、平成 25年3月の市議会へ上程しました。しかし、市議会からは更なる十分な審議を求められ、

り、条例が制定されました。
て、平成25年12月の市議会において議決となて、平成26年12月の市議会での審議を経

4 条例の内容

を進めることを目的として、地域自治組織「地本条例は全10条から成り、本市の地域自治

援することなどに関して定めています。域運営協議会」の設置や、その組織を市が支

ついての規定です。第1条は条例の目的、第2条は「地域直営協議会」、「住民等」という、本条例において重要な用語について定義しています。

議会が設置できることとしています。 第1項には、地域運営協議会を設置することができる地区の単位を、原則として行政所 とができる地区の単位を、原則として行政所 とができる地区の単位を、原則として行政所 とができる地区の単位を、原則として行政所 とができる地区の単位を、原則として行政所 とができる地区の単位を、原則としています。

を示しています。
を示しています。
を示しています。」という規定がありますが、
することができる」という規定がありますが、

まの規定を設けました。 第2項は、第1項の例外となる設置単位を の一部の地域では、地域の成り立ちや歴史的 の一部の地域では、地域の成り立ちや歴史的 の一部の地域では、地域の成り立ちや歴史的 のが議会を設置することは難しいことから、 の協議会を設置することは難しいことから、 の協議会を設置することは難しいことから、 の協議会を設置することは難しいことから、 の協議会を設置することは難しいことから、 の協議会を設置することは難しいことから、 のおいます。本市

第4条は、本市の地域自治を推進するに当協議会を設置することを禁止する規定です。第3項は、同一の地区を対象にして複数の

めていくことを規定しています。 めていくことを規定しています。

第6条は、地域運営協議会の役割などにつ支援体制を整備することを定めています。議会の自主性や自立性に配慮しながら、市の議会とのはでいます。とを定めています。

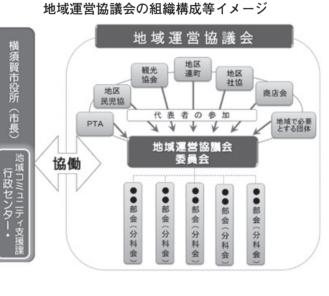
いての条文です。

ています。
第1項には地域運営協議会の役割として、協議会に参画する各地域活動団体のネットは、地域の身近な課題の解決や暮らりですく魅力あるまちづくりのための企画等で立案し、具体的な取組を行うことを規定して、

0

ついて、地域から市へ提言・提案することが課題への対応や、地域に関わる市の政策等に定です。これは、法令上の問題や事業の規模をとの理由により、地域だけでは解決困難ななどの理由により、地域から市に対して提案等を行

できるとしています。



あり方についての条文です。 第7条は、地域運営協議会の組織及び運営

第1項では、地域運営協議会の組織や運営でいます。

めることとしています。うための機関の構成員の基準を施行規則に定うとの機関の構成員の基準を施行規則に定

そして第3項には、

各地域運営協議会が

を明らかにする仕組みとしての「登録制度」第8条は、地域運営協議会と市との関係性的に図るよう努めることを規定しています。域運営協議会との情報交換や連絡調整を積極より効果的な取組の実現のために他地区の地

の提出を義務付けています。第1項で市への登録、第2項で登録申請書

について定めています。

規則への委任規定となっています。第3項では、地域運営協議会からの登録申請を受けた市の登録について定めています。第4項は登録事項の変更の届け出について、第6で、第5項は登録の取り消しについて、第6で、第5項は登録の取り消しについての施行が、第6のでは、地域運営協議会からの登録申

第9条は、市が地域運営協議会に対して行う支援、措置について定めています。この場合、の市の対応について定めています。この場合、の市は提案等の内容を審査した上で、必要性な下は提案等の内容を審査した上で、必要性などに応じて予算措置や必要な対応を図ることを規定しています。

定となっています。 上の支援や、その他必要な支援についての規 第2項では、市の地域運営協議会への財政

いての施行規則等への委任規定です。 第10条は、本条例のほかに必要な事項につ

5 地域運営協議会の設立状況等

選定し、 ながら、 の制度概要を組み立てていきました。 ず平成23年6月、2つの地区をモデル地区に 営協議会が設立されてきた経緯としては、 協議会が設立されています。 成26年3月現在、 モデル地区における活動を参考にし 検討委員会において地域運営協議会 市内8地区で地域運営 各地区の地域運

域の合意を得て、 区では、 運が高まる地区が出てきました。それらの地 他地区への刺激につながり、 います。 モデル地区の活動が活性化していく中で、 連合町内会の会長等が中心になり地 6つの地区が設立に至って 設立へ向けて気

後は、 う行政機関になっていくと考えています。 動を支援する役割を果たしてきましたが、 機能と、地域コミュニティを支援機能の二つ おいては、行政所管区域ごとに設置している 機関として、これまで以上に重要な役割を扣 れまでも地域に一番近い市役所として地域活 の機能を有しています。行政センターは、こ きく分けて住民票等を発行する窓口サービス 行政センター(支所)が果たした役割はたい へん大きいものでした。行政センターは、 また、 地域運営協議会と市の協働を繋ぐ行政 各地域運営協議会の設立準備段階 大 今



逸見地域運営協議会発足式

6

課題と今後の展望

常日頃から地域と行政が密接な関係を築いて 理解してもらうことが一番困難な作業です。 れ も早く、 b いることから、 いく中では、 「屋上屋ではないか。」そんな声も数多く寄せ いれます。行政センター設置地区においては、 地域運営協議会という新しい制度を進めて 運営や活動が行われています。 条例施行前の時点で8地区で設立さ 住民等に既存の組織との違いを 新しい制度への理解が進むの

> 困難な地区となっています。 の地域運営協議会を設立することがたいへん 情が他の地区と異なり、 つあります。当該地区は地域の成り立ちや実 行政所管区域で1つ

年4月に協議会が設立されました。 区では設立へ向けた準備が進められ、 います。それにより、 成り立ちが昔から3つに分かれている地 に地域運営協議会を設立していくこととして 3条第2項を適用して、3つの地区それぞれ 未設立地区のうちの1つの地区は、 そのため、この地区については本条例第 現在でもそのかたちが色濃く残ってい 3つのうちの1つの 地域 平成 26 0

せん。 です。 う制度への理解を得ることが容易ではありま 至っていないことから、 が一致していない う1つの地区は、 る。)ことや、 体である地区連合町内会、 また、 地区民生委員児童委員協議会の地区割り 本庁地区においては、 協議会が設立されていない地区の 地域と市役所が密接な関係に 市役所本庁が所管する地区 (他地区はほぼ一致してい 地域運営協議会とい 地区社会福祉協議 地域の中心的団

となく、自立した地域活動を行ってきました。 でした。そのため、 ニティ支援に特化した機関を置いてきません これまで本庁地区においては、 地域は行政に依存するこ 地域コミュ

方で、まだ設立に至っていない地区が2

CILOSIE [J]P 先進・ユニーク条例

条例 んが ては、 とは そのこと自体は地 民福祉の 7 活 する課を新設 えるために円 度を確立 条例に基づ 必要性を強く感じています にも違い 接にしていけるよう 本市の また、 0 本条例 が ん素晴らし か 政 が 大きな節 したまちづく 否めません。 に距離感を生 本庁地区 0) 行政として適切なサ あ おわりに ることは決して悪 問 本 各 進 するとともに、 0 地 が生じてきて 題を解消 向 市 新たな地 め方や取 設立済み 上に寄与することを願って止み W 域運営協議会がそ 0 制 定は、 地 滑 て 目と考えて 0) いことです 地 域 な 地域コミ 地域自 自治 運 地 域 ij 組 地 する む 0) 用 域運営協議会 を着実に進 0 各 努 域と行政 要因となっ 自 地 この推進 に努め います。 1地域 がめて 内容は基よ 活とい た 治制度を支えて 域 行政とし 13 ポ ユ め が いことではありま います。 運営協議 運 11 営協 ٤ れぞ 結果 う意味ではた 7 きます。 テ 巫 0) を 8 地 関 イ 成 7 13 ・きます。 て地 今後 れに 域ご 係をよ 支援を ŋ 26年 S 5 議会に しまっ 的 図 会 0) れるよう 13 支援 及はこ 特徴 7 進 7 域 度 地 13



を支

は

住 本

●第36号(2014年2月発売) 定価 (本体 1.143 円 + 税)

لح

<

0)

・特集 空き家問題の現状と課題

老朽空き家対策の新たな法的展開 過疎地域等における空き家活用手法の現状と課題 都市部の市街地における空き家問題の解決に向けて 広島県世羅町における空き家問題の現状と課題 島根県邑南町における空き家対策

松江市における「空き家管理条例」制定と、空き家対策、まちなか居住促進事業の概要

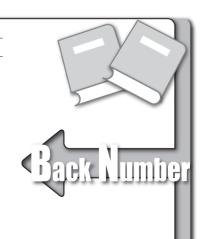
・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

鳥取県手話言語条例「障がいを知り、ともに生きる」鳥取県手話言語条例から手話革命を 豊田市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

・トピックス

非嫡出子の平等原則をめぐる2つの最高裁判例 「大量の情報公開請求と却下」問題 黒潮町の避難カルテづくり ―想定津波高全国一の町の取組み

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール(通話科無料) TEL: 0120-953-431 ノリーコール(通話料無料) | TEL: 0120-953-431 Web 受付時間: 月~金 9時から17時 | FAX: 0120-953-495 サホ URL: http://gyosei.jp



地域と

ŋ 担

か

捗 お

度